

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

1 現状

当会近郊の災害発生状況及び想定される災害発生情報は、天龍村が策定した天龍村ハザードマップ及び J-SHIS（防災科学技術研究所）が発行する地震ハザードステーションにより状況分析を行う。

(1) 地域の災害リスク

ア 地域の概要・立地

(ア) 村域

天龍村は、長野県の南端に位置し、村の南側は愛知県と静岡県に接している。東西に11.4km、南北に9.9km、面積の9割以上が山林で、村の真ん中を南北に流れる天竜川と、その支流が造るV字渓谷の中に集落が点在する「純山村」である。

図1 天龍村村域の地図



「Google map より引用」

(イ) 地勢

地勢は、中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置し、本村最高峰の熊伏山(1,654m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字渓谷をきざみ、海拔280～1,000mの山ふところに集落が点在しています。

地質は、古期花崗岩及び領家変成岩が主体で、後者は縞状片麻岩、片麻岩状石英内緑岩等を母体とした砂質土壌である。

イ 想定される地域の災害リスク

(ア) 洪水・土砂災害

本村のおかれた自然環境は概して厳しく、それらが人為的な諸要因と相関して災害へと発展する素因は常に内存している。

(1) 流出土砂の生産源

地形が複雑急峻であるため土砂の生産源となっており、豪雨の際には土砂の流出が著しく、洪水の大きな要因となっている。

(2) 急勾配の河川

本流、支流とも急流が随所であり、極めて急勾配になっている箇所もあるため水流による縦横の浸食力が非常に大きい。また、河川の水量が多く、しかも急勾配で流下するため、災害の直接の原因となっている。

(3) 水源地帯の荒廃及び開発

水源地帯である林野地帯には荒廃地面積も多く、豪雨時の貯水の機能が不十分のため、土砂の流出とあいまって、水害の要因となっている。

(4) 急峻な地形

急峻な地形が多いため、豪雨時等には各所で土石流、地すべり、崖崩れなどの土砂災害が発生する可能性が高い。本村は中央構造線の西側、中部山岳地帯の南端に位置している。村を東西に二分する中央部には天竜川が南流し、本村最高峰の熊伏山(1,653.3m)、観音山(1,418.2m)、地蔵峠(1,196.6m)、そして遠山川、小河内川、早木戸川、虫川が深いV字溪谷をきざみ、山地斜面は急傾斜であるため、土砂災害が発生しやすい地勢である。

このような地勢から、ハザードマップでは土砂災害警戒区域は342箇所(令和3年3月現在)が指定されており、そのうち約7割の235箇所が特別警戒区域に指定されている。

(5) 直近の大規模土砂災害による被害状況

- ・写真一 令和2年(2020年)1月14日国道418号天龍村的瀬～早木戸間で大規模な土砂崩れが発生し、現在も通行止めとなっている。迂回路があり、迂回路を通っての通行となる。
- ・写真二 令和2年(2020年)7月12日国道418号戸口・足瀬地籍で大規模な崩落が発生。



写真一 国道418号線の土砂崩落



写真二 足瀬地籍の崩落

令和2年豪雨災害の土砂崩落により村内は分断され、村内の移動は隣接する阿南町を経由して移動をせざるをえない状況が長期間続いた。

(イ) 地震

当村西部が伊那谷断層帯南東部（新野断層）に位置している。当該断層帯は起震断層として評価されており、全体が1つの区間として活動する場合、マグニチュード7.3程度の地震が発生すると推定されている。その際、断層近くの地表面に2-3m程度のたわみや段差が生じる可能性がある。この他にも周辺には多くの活断層があり、さらに東海地震の震源域から100km圏内に位置しているため、地震の被害を受けやすい地域であるといえる。

図4 天龍村の位置と活断層分布

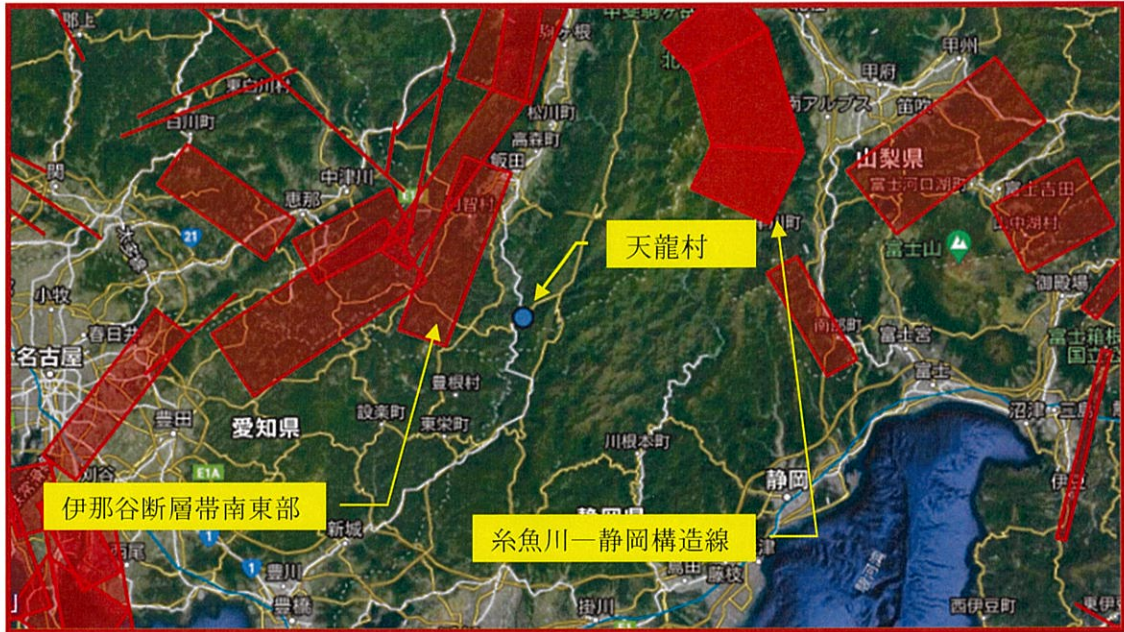
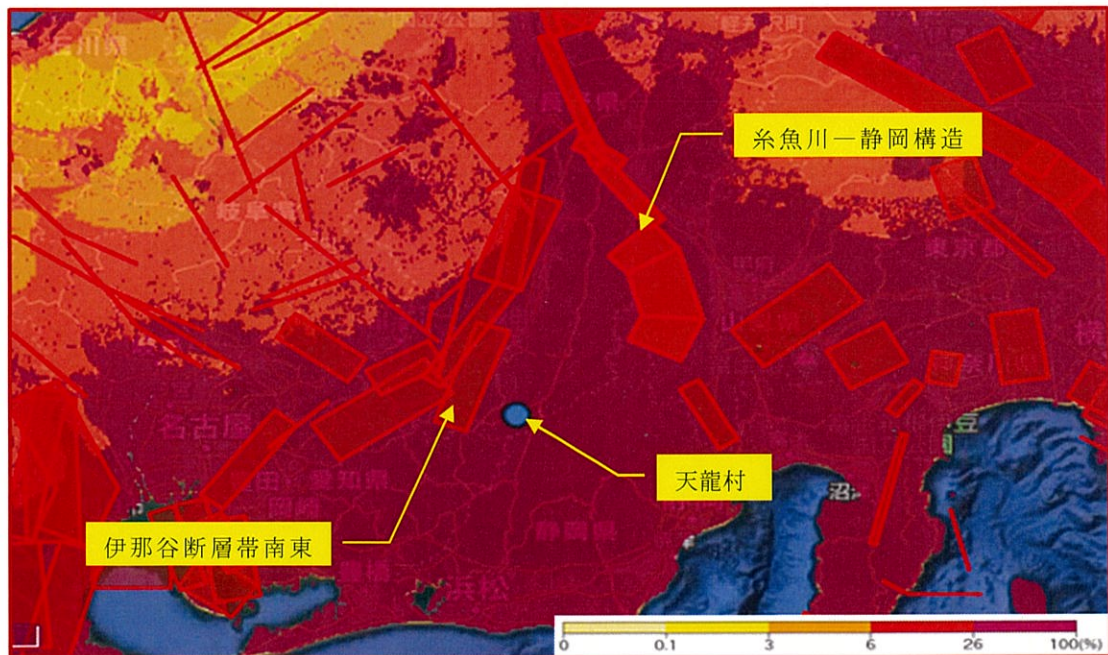


図5 天龍村及び近郊の震度分布



(ウ) 感染症

本村の平成 27 年における老年人口割合は 59.05% (参照：天龍村 HP 年齢別人口) である。新型インフルエンザや新型コロナウイルス感染症の流行は村民の生命及び健康に重大な影響を与える恐れがある。

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 83 者 ← 企業統計調査
- ・小規模事業者数 71 者 ← 企業統計調査

表 1 商工業者の業種別内訳 (出典 令和 4 年 4 月 1 日 長野県商工会の概要 データ編)

	建設業	製造業	卸売業	小売業	飲食店 宿泊業	サービス業	その他	合計
管轄内 事業総数	16	7	1	19	9	12	19	83
(内) 小規模 事業者数	16	7	1	19	9	12	7	71
立地状況	村内中心地の(国道 418 号沿いに分布)							

(3) これまでの取組

ア 天龍村の取組

- ・天龍村地域防災計画 (平成27年3月 天龍村防災会議策定)
この計画は、災害対策基本法 (昭和36年法律第223号) 第42条の規定に基づき、天龍村防災会議が作成する計画であって、天龍村、県、公共機関、事業者及び住民が相互に協力し、総合的かつ計画的な防災対策を推進することにより、かけがえのない住民の生命、身体及び財産を災害から保護することを目的とする。
- ・防災啓発活動と組織体制の整備
村民のおかれた環境を知らせるため、天龍村の災害危険個所の周知を図るとともに防災情報の収集・伝達体制を整備し、避難情報や災害情報を迅速に地区村民へ提供する。
又、村民に対する防災意識の普及・広域活動を積極的に行うとともに、防災訓練を実施し、防災意識の高揚と地域の自主防災体制の活性化を図る。
- ・食料等の備蓄・調達体制の整備
地域の実状等を勘案し、食料を持ち出しできない被災者等へ供給するため、調理を要しないか、又は調理が容易な食品を中心に非常用食料 (現物備蓄) の必要量を備蓄するとともに、必要に応じて更新するものとする。必要量や確保の方法等については、管理栄養士等行政栄養関係者の関与のもと、本計画等で定めるものとする。
村内の食料品小売業者等に協力を求め、災害時の食料品等調達体制の整備を推進する。
- ・新型コロナウイルス感染症対策本部の設置と行動計画
天龍村は令和2年2月『新型コロナウイルス感染症天龍村対策本部』を設置し、新型コロナウイルス感染症に関する村における感染対策、村公共施設の対応、村主催の行事等を村民に周知するために、村内回覧、村内放送、VATV、ホームページ、キャラバン広報等を活用し、積極的な情報発信に努める。

イ 天龍村商工会の取組

- ・小規模事業者に対する災害リスクやBCP計画の策定支援および普及啓発
- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社と連携した損害保険への加入促進
- ・事業継続力強化計画支援策定のための行政担当課との連携
- ・防災備品(救急箱、スコップ、懐中電灯、非常食等)を備蓄
- ・天龍村が実施する防災訓練への参加及び協力
- ・感染症発生に対する対策

天龍村商工会危機管理マニュアル(Ver. 2) P24~25 に示す

2 課題

現在、当商工会と天龍村の緊急時の取組については十分な連携体制が整っているとは言えず、漠然とした連絡を取っているだけである。さらには、平時・緊急時の対応を推進するノウハウをもった人員が不足している。

また、感染症において、村内小規模事業者に対して予防接種の推奨や手洗いの徹底、体調不良者を出勤させないルール作りや、感染拡大に備えてマスクや消毒液等衛生用品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することなどが必要である。

3 目標

- ・村内小規模事業者に対し災害リスクや感染症リスクを認識させ、事前対策の必要性を周知する。
- ・災害発生時の連絡を円滑に行うため、当商工会と天龍村との間における被害状況報告ルートを構築する。
- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、村内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制や関係機関との連携体制を平時から構築する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

4 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和6年4月1日～令和11年3月31日）

5 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当村の役割分担、体制を整備し、連携して以下の事業を実施する。

(1) 事前の対策

令和5年8月に策定した「天龍村商工会 危機管理マニュアル Ver.2」について、本計画との整合性を整理し、自然災害発生や感染症発生時に速やかに応急対策等に取り組めるようにする。

ア 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導時に、ハザードマップ等を用いながら事業所立地場所の自然災害時等のリスク及びその影響を軽減する為の取組や対策（事業休業の備え、水災補償・地震補償の損害保険・共済等）について説明する。
- ・会報やホームページ等において、本計画を公表する。
その他、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む中小企業の紹介を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（事業継続力強化計画の認定等）の策定による実効性のある取組の推進や、効果的な訓練について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組に関する専門家を招き中小企業者に対する普及啓発セミナーや施策の紹介、損害保険の紹介等を実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化する為、事業者には常に最新の情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対処する事を周知する。

イ 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・天龍村商工会 危機管理マニュアル Ver.2【令和5年8月総合見直し】 別添

ウ 事業者BCP策定等に向けた関係団体と連携

- ・あいおいニッセイ同和損害保険株式会社に専門家の派遣を依頼し、会員事業者以外も対象とした普及啓発セミナーや損害保険の紹介等をする。
- ・「長野県BCP策定支援プロジェクト」を活用し、BCPの策定を希望する事業者に対してセミナーの開催や個別支援を実施する。
- ・関係機関に普及啓発ポスターの掲示、セミナーの共催 等

エ フォローアップ

- ・中小企業者の事業者BCP等取組状況の確認
- ・天龍村事業継続力強化支援に関する打ち合わせ（構成員：当商工会、天龍村、法定経営指導員）の機会を設け、状況確認や改善点等について協議する。

オ 当計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度5強以上の地震・台風・豪雨）が発生したと仮定し、天龍村との連絡ルートの確認を行う。訓練は天龍村の訓練に準じて行う。

(2) 発災後の対策

地震、台風、豪雨等の自然災害の発生時は、人命救助が第一である。そのうえで、下記手順で地区内の被害状況を把握し関係機関へ連絡をする。

ア 応急対策の実施可否の確認

- ・発生後1時間内に予め決めてある安否確認システムにより、役職員及び家族の安否確認を行う。
- ・安否確認の責任者は、安否確認を踏まえ出勤勤務可能人員を把握する。
- ・被害状況の確認者は、商工会業務継続に係る家屋、設備の被害状況を把握する。

イ 応急対策の方針決定

- ・当商工会と当村の間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。
- ・下記の被害規模を目安として、応急対策の方針を決める。
- ・職員は、危機管理マニュアルの緊急時の役割分担の業務を担う。

(被害規模の目安は以下を想定)

被害規模	被害の状況
大規模な災害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%程度の事業所で、「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは交通網が遮断されており、確認が出来ない
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で「屋根瓦・看板が飛ぶ」・「窓ガラスが割れる」等の比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等の大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

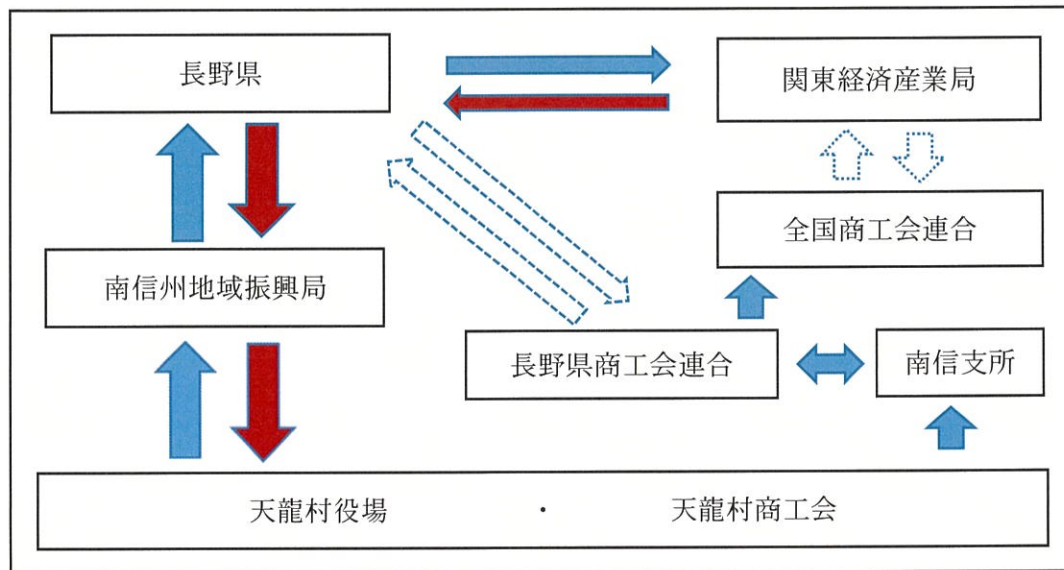
※尚、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じていると考える。

- ・本計画により、当会と当村は以下の間隔で被害状況等を共有する。

発生後～数日間	1日に最低1回共有する。
数日後～1か月後	追加情報があれば随時共有する。
1か月後	追加情報があれば随時共有する。

(3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害発生時に、地区内の中小企業の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことが出来る仕組みを構築する。
 - ・二次被害を防止する為、被害地域での活動を行う事について決める。
 - ・当会と当村は被害状況の確認方法や被害額（合計・建物・設備・商品等）の算定方法について予め確認しておく。
 - ・当会と当村が共有した情報を、当村から長野県南信州地域振興局へ報告する。
- ※急を要する場合は、県担当課又は関東経済産業局が直接、情報収集を行う事がある。



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・相談窓口の開設方法について、天龍村役場と相談する。
(当会は国の依頼を受けた場合は特別相談窓口を設置する。)
- ・安全が確認された場所において相談窓口を設置する。
- ・地区内小規模事業者の被害状況の詳細を確認する。
- ・応急時に有効な被害事業者施策（国や県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

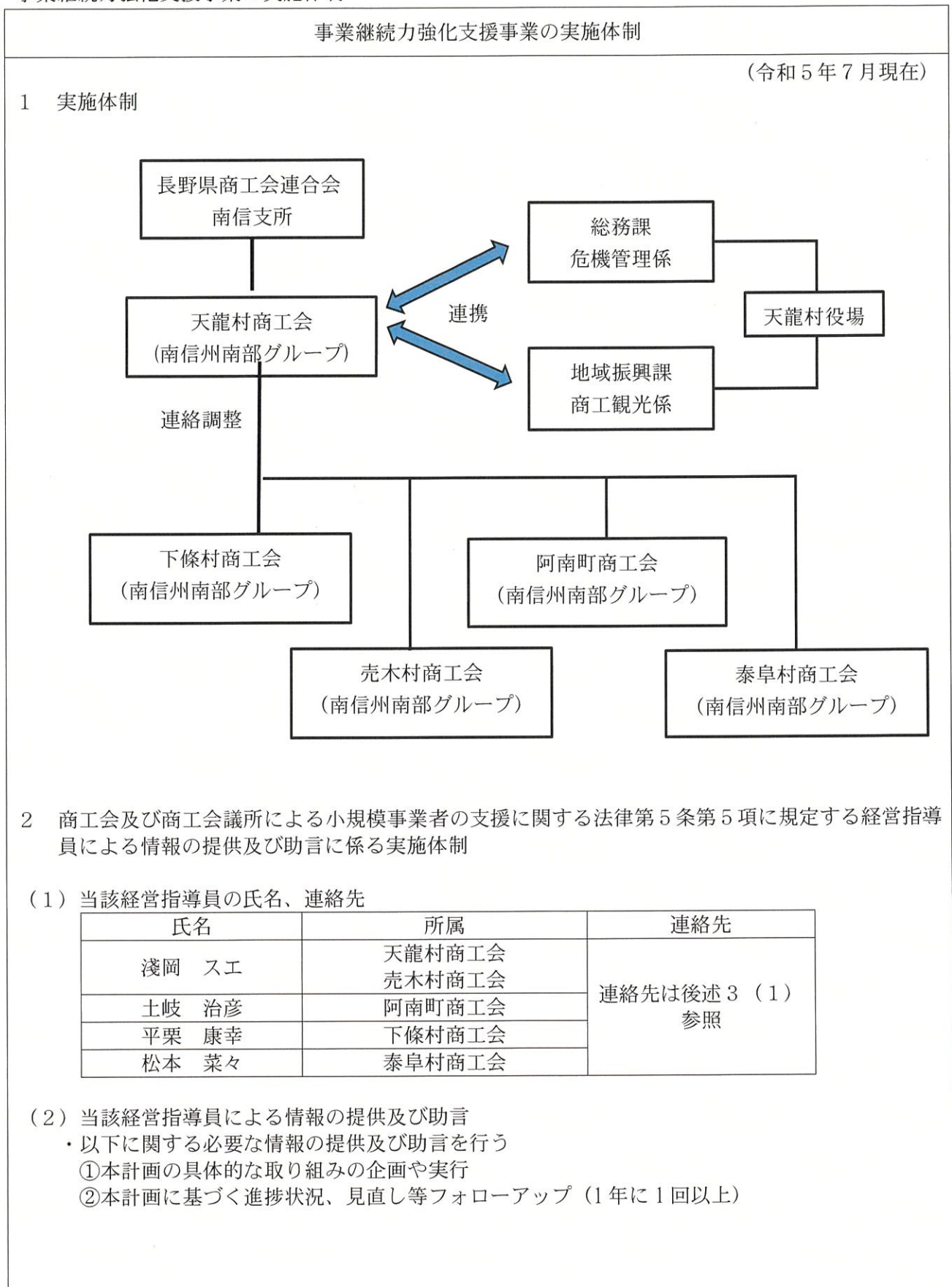
- ・県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合は、他の区域からの応援派遣等を連携する商工会及び長野県商工会連合会に相談する。

※ その他

(3) の内容について変更が生じた場合（生じる恐れがある場合も含む）、予め県に相談をする。

(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



3 商工会／商工会議所、関係市村村連絡先

(1) 商工会

天龍村商工会

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 914-9
TEL 0260-32-2066 FAX 0260-32-2798

阿南町村商工会

〒399-1502 長野県下伊那郡阿南町東條 44-1
TEL 0260-22-2203 FAX 0260-22-2253

売木村商工会

〒399-1601 長野県下伊那郡売木村 915-2
TEL 0260-28-2568 FAX 0260-28-2012

下條村商工会

〒399-2101 長野県下伊那郡下條村睦沢 8802-2
TEL 0260-27-2226 FAX 0260-27-2934

泰阜村商工会

〒399-1801 長野県下伊那郡泰阜村平島田 3238-3
TEL 0260-26-2233 FAX 0260-26-1133

(2) 関係市村村

天龍村役場

〒399-1201 長野県下伊那郡天龍村平岡 878 番地
TEL 0260-32-2001 FAX 0260-32-2525

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

1 必要な資金の額（見込み額）

(単位 千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度
必要な資金の額	320	220	220	220	220
・ 専門家派遣費	100	100	100	100	100
・ セミナー開催費	10	10	10	10	10
・ パンフ・チラシ作成費	10	10	10	10	10
・ 防災等備品	150	50	50	50	50
・ 備蓄品等	50	50	50	50	50

2 調達方法（想定）

- ・ 会費収入、長野県補助金、天龍村補助金、事業収入等。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名	
あいおいニッセイ同和損害保険㈱	長野県飯田市本村 3-14 長野支店 飯田支社 代表取締役社長 新納 啓介
長野県火災共済協同組合	長野県飯田市主税村 3-1 いいだ会館 3F 中小企業団体中央会内 理事長 柏木 昭憲
連携して実施する事業の内容	
連携する2社 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対する災害リスクの周知を行う。 ・自然災害等のリスク及びその影響を軽減させる為の取組みや対策の周知・説明を行う。 主にあいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・小規模事業者に対し、BCP策定による実効性のある取組み支援等を行う。 ・個別相談会、セミナー等を通して個社のBCP策定のための支援を連携して実施する。 	
連携して事業を実施する者の役割	
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 <ul style="list-style-type: none"> ・事業者の損害保険の見直しを図り、災害時等に必要な保険を専門的立場から精査することにより事業継続のための資金確保を図ることが期待できる。 ・セミナーの開催等に講師の派遣や資料の提供を受け、実効性のあるBCP策定を図ることができる。 長野県火災共済協同組合 <ul style="list-style-type: none"> ・被災時の復旧に必要な費用算定等で連携してあたり、迅速な対応が期待できる。 ・BCP策定に必要な情報の提供を受け、実効性のある計画の策定と対応が図れる。 	
連携体制図等	
<pre> graph TD A[長野県火災共済協同組合] <--> B[天龍村商工会] B <--> C[あいおいニッセイ同和損害保険株式会社] D[担当組合職員] <--> E[天龍村商工会指導員] E <--> F[担当支社] D --> G[地域小規模事業者] E --> G F --> G A --- D B --- E C --- F </pre>	